

日バス協業第75号
令和3年2月19日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会 長 三 澤 憲 一

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱及び地域公共交通確保維持改善事業実施要領
の改正について

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、添付のとおり国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官及び自動車局長より通知がありましたので、貴バス協会傘下会員事業者にご周知くださいますようお願いいたします。

なお、この度の改正では、令和2年度第3次補正予算に盛り込まれた、ポストコロナ時代を見据えた地域公共交通事業者の事業の活性化及び継続に関する取組みに対する支援措置に関する規定が設けられるとともに、昨年11月の改正地域公共交通活性化・再生法の施行を踏まえた所要の措置を講じられております。

また、主な改正事項については【別紙】をご確認いただきますようお願いいたします。

(お問い合わせ先)
公益社団法人日本バス協会
業務部 稲田・松浦
TEL : 03-3216-4014

主な改正事項

(1) 活性化・継続事業関係

- ・令和2年度第3次補正予算「ポストコロナ時代を見据えた地域公共交通事業の活性化・継続」について、附則として規定を新設。
- ・対象事業者から「地域公共交通活性化・継続計画」の概要の提出を求めるとし、計画には以下の内容の記載を求める。

【計画記載内容】

- ①「公共交通のデジタル化・システム化の取組み」
- ②「感染症対策の取組み」
- ③「事業活性化・継続に資する新たな取組み」
- ④「地方自治体との連携に関する取組み」
- ⑤「その他の取組」
- ⑥ 各取組に要すると見込まれる経費
 - ・附則別表において、補助対象事業者、補助対象経費（設備、実証運行）、補助率を規定。

【補助対象事業者】

地域鉄道事業者、地域バス事業者（乗合、貸切、タクシー）、離島航路事業者、離島航空事業者）

【補助対象経費】

- ①設備導入に要する経費
 - 公共交通のデジタル化・システム化
 - ・新たなデジタルシステム（ダイヤ最適化システム、遠隔管理システムや系列を超えた販売連携システム等）
 - 感染症対策
- ②実証運行に要する費用
 - ・「地域公共交通活性化・継続計画」に基づく新たな取組を伴う運行に対する支援。

【補助率】

- ・設備投資：100万円以下は定額、超えた分は1/2
- ・実証運行：1/2

(2) 運行費補助の特例関係【附則第23条】

令和2年度の幹線補助及びフィーダー補助に対する特例措置を定める。

【幹線】

- ・みなし運行回数カット、競合カットの適用除外
- ・輸送量要件の緩和（15人～150人→150人以下）

【フィーダー】

- ・乗車人員2人／1回以上（定時定路型の場合）の適用除外

（3）令和2年7月豪雨対応（鉄道代行バス関係）【附則第24条～第33条】

- ・令和2年7月豪雨により被災した地域鉄道事業者に対し、1か月以上の代行バス運行に伴う赤字の1／3（黒字事業者は1／4）を補助する規定を設ける。
（参考）対象となる事業者 くま川鉄道（熊本県）、肥薩おれんじ鉄道（熊本県、鹿児島県）

（4）地域公共交通活性化・再生法改正関係【本則】

- ・改正地域公共交通活性化・再生法の施行を踏まえ、文言の整理（「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に、「再編実施計画」を「利便増進計画」）を行う。
- ・地域公共交通計画策定費補助の対象事業者を、法定協議会に限定。
（※令和2年度要求時に財務省に説明。すでに、要望調査の段階で、法定協議会に限定しており、実務上問題は生じない。）